

CDM吸収源事業説明会

～ SBSTA20 報告会 ～

日 時：平成16年7月21日（水）

午後2時～4時05分

場 所：国立オリンピック記念青少年総合センター

小規模CDM植林の枠組

- SBSTA20の議論 -



（財）国際緑化推進センター

司会（仲） 皆様をお待たせいたしました恐縮でございます。それでは定刻になりましたので、ただいまからのCDM吸収源事業説明会（SBSTA20報告会）を開催させていただきます。

私は、この担当しております国際緑化推進センターの仲と申します。本日の司会進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開催に先立ちまして、私の方から、若干、事務的なことでご連絡をさせていただきます。本日の予定は2時から4時までということで、所要2時間と予定させていただいております。講師は、ご案内申し上げておりますが、林野庁森林整備部計画課の赤木調査官でございますが、赤木調査官から1時間ないし1時間半程度ご報告をいただきます。そして、ご報告をいただいた後、若干の休憩をいただきまして、その後、質疑応答、そして終了時刻は、この会場借上の関係もでございますものですから、4時までには終了させていただきたいと思っております。以上が本日の進行でございます。

それから、2点目でございますけれども、資料でございますが、一応念のため確認させていただきます。受付で資料3点セットを皆様にお配りしていると思っております。1つ目が本日ご報告いただくパワーポイントのスライドでございます。それから、英語のSBSTA20の決議、それからその決議を林野庁の方で仮訳という形で訳していただきました日本語版、以上3点で本日の資料となっております。もし、まだお手元にならぬようございましたら、受付でご入手いただけたら幸いです。

それから、最後ですけれども、携帯電話の電源をお切りいただきたいと思います。以上でございます。

それでは、ただいまから、CDM吸収源事業説明会（SBSTA20報告会）を開催させていただきます。

冒頭、当国際緑化推進センター理事長の塚本隆久がごあいさつ申し上げます。

理事長、よろしくお願いいたします。

塚本理事長 国際緑化推進センター理事長の塚本でございます。

本日は皆様方には、昨日に匹敵するような猛暑の中、SBSTA20報告会にご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

さて、去る6月16日から25日まで、気候変動枠組条約の事務局がごいますボンにおきまして、補助機関会合いわゆるSBSTAの第20回の会合が開催されました。1997年、京都で開催されました気候変動枠組条約の第3回締約国会議COP3におきまして、京都議定書が採択さ

れ、その中でクリーン開発メカニズム、いわゆるC D Mが、温室効果ガス排出削減の目的達成の仕組みの1つとして位置づけられたことは、皆様、既にご案内のとおりでございます。その後、排出源、吸収源C D Mの具体的な取扱いにつきまして、C O PあるいはS B S T Aの場で議論が積み重ねられまして、順次、一定の合意がなされてきております。特に吸収源C D Mにつきましては、昨年12月のC O P 9におきまして、吸収量の定義、測定方法、クレジットの種類、森林、新規植林、再植林の定義などが確定採択されるに至ったところでございます。

このような過程を経まして、今回のS B S T A 20におきましては、本年12月に予定されておりますC O P 10での合意に向け、小規模な吸収源C D Mに関する簡易なルール、手続について論議がなされたところでございます。

ここで小規模とはC O₂の年間吸収量で 8,000 t 未満と定義されておりますが、この上限値を1年間の植林面積に換算いたしますと、樹種によっていろいろ異なりますが、大まかに300haから 1,000ha程度と見込まれております。したがって、大規模な産業造林を除きますと、途上国における植林活動の多くが、この小規模吸収源C D Mの対象になり得ると考えられるところでございまして、そういう意味では、そのルール手続の簡素化が強く期待されているところでございます。

本日は、日本政府代表団の一員としてS B S T Aに出席されました林野庁計画課の赤木利行調査官においでをいただいております。まことにありがとうございました。10日間にわたるS B S T Aの会合につきまして、その会合の成果や、あるいは交渉の経緯、今後の見通し、会場の雰囲気などを含めてお話しいただければ、大変ありがたいと思っております。

私ども国際緑化推進センターでは、国際緑化の推進に寄与するために、これまで人材の育成や、あるいは民間協力活動の推進や、普及啓発活など、幅広い事業を行ってきておりますが、近年、地球温暖化問題に国民の皆様の関心が高まっていることから、平成12年からは、内外の有識者を招いて吸収源国際フォーラムを開催いたしましたり、あるいはまた本日のようなS B S T AやC O Pの説明会、報告会などを実施してきており、C D M植林に関する情報提供に努めているところでございます。

この吸収源C D Mということにつきましては、頭の中では一応理解しているのですが、実際にこれを事業化していくということになりますと、大変難しい問題が横たわっております。本日の説明会が、そうした問題の解決に向けて、少しでも役に立つことを期待いたしまして、簡単でございますが、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

司会 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから、赤木調査官のご報告をいただくわけですが、スクリーンの準備等がございますので、若干お待ちいただきます。

お待たせいたしました。それでは、赤木調査官、よろしくお願いいたします。

赤木調査官 ただいまご紹介いただきました林野庁海外林業協力室の赤木と申します。よろしくお願いいたしますと思います。

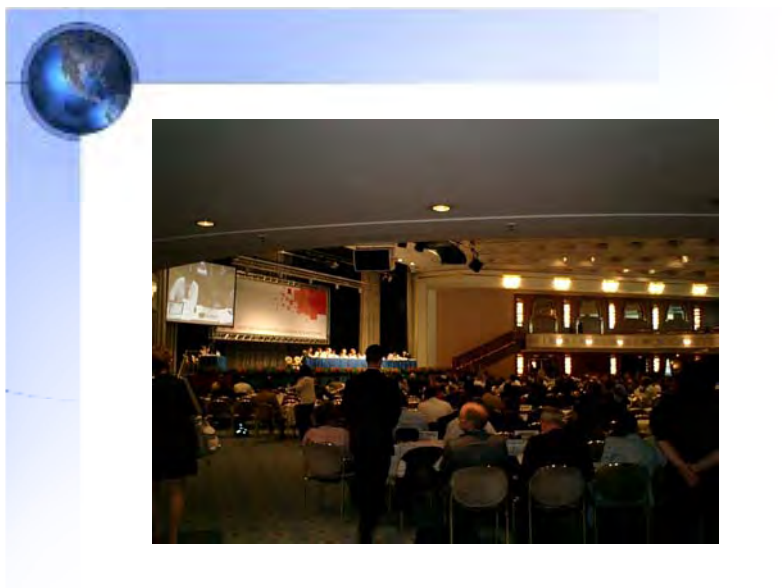
きのう、きょう、大変暑い日が続いております。それに、新潟とか福井などで大洪水が起こったということで、最近、気候がおかしくなっているというふうな感じを持つのは、私だけではないと思います。これもひょっとしたら温暖化の影響があるのかなというふうに思っております。

私どもは、こういう交渉に携わっておりまして、特に排出の問題以外で、吸収という観点で温暖化に対してどういうことができるのかということ、常々考えながら対応をしてきているところでありまして、あくまでも排出を削減していくということが重要なんですけれども、吸収源の役割というの、かなり重要な部分を占めている。特に海外でのCDMの植林事業というのが、これから進んでいくわけですけれども、そういった観点で温暖化対策に取り組んでいくということも必要なのかなというふうに思っております。

特にCDM植林に関しましては、民間企業あるいはNGOの方々のご参加をいただく、きょうお話しをする小規模植林CDMに関しても、まさに企業あるいはNGOの方々のご参加というのが不可欠でございますので、ぜひ中身について十分ご理解をいただいて、できるだけご参加をいただくというふうなことでお願いをしたいと思います。

SBSTA20ですが、先月開催されまして、私は政府の代表団の一員として参加をいたしました。私は実は4月にこの職に着きまして、それ以前は別の仕事をやっていたわけですけれども、ここにおいでの皆様方は恐らく私以上に経験を積まれている方もたくさんおられると思いますし、知識も豊富な方ばかりだと思いますので、私が間違っことをしゃべるかもしれませんので、そのときは遠慮なくご意見をいただければなというふうに思っております。

さて、お手元に会議で決まりましたドラフト、ネゴシエーティングテキストの英文と和訳を配付させていただいております。和訳に関しては、林野庁の方で暫定版ということで訳をさせていただきました。まだ精査はしておりませんので、誤訳等あるかと思っておりますけれども、参考までにごらんいただければというふうに思っております。それではよろしくお願いいたしますと思います。



これがSBSTAの会場です。通常、夏のSBSTAは、ご存じのとおり、ドイツのボンで開催されています。これが会場の、特にプレナリーの会場の外容でございます。

SBSTA 20の概要

- 6月16日～25日にかけてボンで補助機関会合(SBSTA 20)が開催
- 条約締約国161カ国の代表団、国際機関NGO等から1300名以上が参加
- ロシアの批准問題で議定書発効の見通しが立たない中でのモメンタムの維持・強化
- 条約発効10周年を迎え、次期枠組みに向けた動きの中でCOP10が一つの大きな節目

会議は16日から25日にかけて行われました。161カ国の代表団と、国際機関、NGOなどからの参加、これはオブザーバーとしての参加ですけれども、1,300名以上の参加がございました。そして全体的にはロシアの批准問題などで、議定書の発効が不透明な状況になっているということの中で、いかに温暖化のモメンタムを維持していくかということが、大きなポイントとなっております。

また、この年末には、条約発効10周年を迎えるということで、COP10になるわけですが、次期の枠組の交渉も、そろそろ始まってくるようになっております。したがって、このモメンタムを維持して、さらに強化をしていく。そのために何をしていくべきなのかということ

ころが非常に大きな焦点になってきております。そういう意味で、C O P 10自体が大きな節目になってくるだろうなというふうに考えておるところです。



SBSTA20の概要(森林分野)

- 小規模C D M植林
 - SBSTA21に向けてのdraft negotiating textをまとめる
- LULUCF-GPG
 - 約束期間中の森林等吸収量の報告様式決定等
- 伐採木材製品(HWP)
 - 第一約束期間後に向けて「伐採により生産された木材の製品」による炭素貯蔵効果を技術面から検討 - ノルウェイWS(8月)

その中で、S B S T A 20の概要ということで、特に森林分野についてはどういうふうな議論がなされたかということですが、森林分野では、ここにございます3つの大きなポイントについて議論が行われました。1つが、今からご説明いたします小規模C D M植林に関しての問題。それから2つ目が、約束期間中の吸収量の報告様式が、まだ定まっていなかったわけですが、具体的にどういうふうな形で報告していくのかということで、I P C Cの方のグッド・プラクティス・ガイダンスというのがあるんですが、それに沿った形での様式というのが決定した。ただ、細部については、まだいろいろと議論が行われているところのございまして、まだ細部に関しては固まっていないという状況です。

それから、伐採木材製品、これはHWP、この取扱いを具体的にどうしていくか。現在は伐採をした時点で排出にカウントされるという、そういう枠組になっているんですが、それを第2約束期間以降に向けて、具体的にどういうふうに取り扱っていくかというところについて、今後、議論を進めていくことになっています。

ただ、これに関しては、それぞれ木材の輸入国、輸出国の状況とか、さまざまな要因があって、なかなかどういうふうカウントしていくのかということが、それぞれ利害が対立しているという状況で、今の時点では、まだ固まっていなわけですが、8月にノルウェーでワークショップが開催されて、それに向けて、技術的なアプローチといいますが、そういった面で議論していきましょうという、そういうことが決められました。大きく分けて、この3点について森林分野では議論をされたということでもあります。



小規模CDM植林の枠組み

- CG(コンタクトグループ)を設置し、関心国間で議論、微妙な問題はFoCで議論
- CG議長はブラジル科学技術省課長
– Ms.Thelma KRUG
- 交渉グループ: G77 + 中国、EU、UG
- CDM植林主要プレイヤー
– 先進国: 日、加、EU、スイス、ノルウェイ
– 途上国: 中、ブラジル、ツバル、アジア(インドネシア、マレーシア、インド)、中南米(チリ、ボリビア、ペルー)、アフリカ(セネガル、ブルキナ)

それでは、小規模CDM植林について、具体的にどのような形で議論が進められたかということをご説明したいと思います。

まず、今年のCOP9でCDM植林の大きな枠組が決定いたしました。基本的には小規模な植林CDMに関しても、大きな枠組の中でやっていくということには変わりないわけですが、できるだけ手続とか方法を簡素化していきましょと、規模が小さい分そういう間接的な経費を削減していくという意味もあって、そういう方法論とか、あるいは手続を見直して、できるだけ簡素化していこうというふうな、そういう流れで議論を進めていくということについては、各国、了解をしているわけです。

ただ、今年のCOPでも、ぎりぎり徹夜会合にまで持ち込んで、植林のCDMの枠組が決まったということもありまして、今回も全体的には植林問題というのは大変な時間がかかるだろうというふうな見通しのもと、まずはコンタクトグループで議論をしていく。コンタクトグループというのは、公開の場で議論をするということですが、それだけではなかなか難しいので、あとはスモールグループ、特にFoC(フレンド・オブ・チェア)で関心国が集まって、小人数で議論をしていく、そういうふうな手続を踏みながら議論を進めたということ。コンタクトグループの議長に関しては、ブラジルの科学技術省の課長さんであるテルマさんという女性の方ですが、ブラジルということで、我々も少しどうかなというふうな、そういう面があったんですけれども、さばきが非常によく、かつ、それぞれ主要な項目に分けて議論を進めたということもありまして、比較的いろいろ議論はありましたけれども、何とか形ができたかなというふうな状況でございました。

下の、交渉グループとなっていますけれども、これは一般的な交渉グループということで、

グループ分けをしたものでして、G77+中国、これは途上国のグループ、それからEU、アンブレラグループというEU以外の先進国という、こういうふうな大きなグループとありますが、そういう枠組の中で議論を進めております。

ただ、単純にこういうふうな図式には必ずしもなっておりませんで、例えば途上国の中でも、中国とかブラジルと、それ以外の特に中南米諸国であるとか、あるいはアフリカの一部とか、アジアの一部は、また全然違った考え方をしているということで、途上国の中でも意見の一致はございませんし、先進国でも当然EUとアンブレラグループはまた違う。それからEUに入っていないヨーロッパの国もありますので、そういったところ等が微妙に意見の食い違いがある、そういう状況の中での議論でございました。

日本はアンブレラグループの一員として加わっておりまして、アンブレラグループの中には大きな国としてはカナダがございますので、カナダと歩調をあわせながら進めているというような状況でございます。下にCDM植林の主要プレイヤーということで書いていますけれども、そこがございますように、先進国、日本、カナダ、EU、スイス、ノルウェーあたりが中心、途上国については中国、ブラジル、島嶼国であるツバルも非常に発言力がある方が代表をされているということで、かなり大きなウェートを占めています。それからアジア諸国、それから中南米諸国、こういった国々が中心になってございます。

したがいまして、フレンド・オブ・チェアなんかでは、こういった国々が集って議論をするというふうなことになっています。日本の味方的なところというのはなかなか少なく、本当に話ができるところというのはカナダ、途上国であれば中南米あたりというふうなところと、できるだけコンタクトをとりながら会議を進めるというふうな状況でございました。



背 景

- CDM植林の枠組交渉の過程で、アフリカ諸国等から地域の貧困撲滅を目的として、住民が参加する形でアグロフォレストリーのようなCDM植林が実施できないかとの意見が多く出た。
- エネルギー-CDM同様、規模を限定した形で簡素化された方法・手続きで実施する枠組みとなった。
- ただし、吸収量の上限值については、植林がもつ面的な広がりを考慮して、エネルギー-CDMと同様の扱いが認められず。

背景ということで、皆さん、ご存じのことと思いますけれども、そもそも小規模植林のCDMの枠組ができた理由としては、レギュラーサイズ、いわゆる通常規模のCDM植林の枠組の議論のときに、アフリカ諸国などから住民が参加するような、例えばアグロフォレストリーのようなCDM植林が実施できないか、というふうな議論というのが絶えず行われていた。そういった中で、エネルギーに関してCOP8で小規模のエネルギーCDMというのができたわけで、それに形を合わせたようなものがないかというふうなことになった。ただし、小規模といっても、先ほどお話もありましたように、面積に直しますと、早生樹と郷土樹種でかなり差はありますけれども、数百ヘクタールから1,000haぐらいになるということで、前回のCOPの場でも、中国などから1,000haを超えるようなものを小規模というのはおかしいんじゃないか、というふうな議論が相当あって、エネルギーCDMで15キロトンというふうな枠組があったわけですが、我々はそういうふうなエネルギーと歩調を合わすべしというふうな主張をしてきたわけですが、最終的には8キロトンというふうな枠組になってしまったといういきさつがございます。ただ、こういう小規模CDMの枠組が出来たということについては、1つの成果であったのかなというふうに思っています。



定 義

- 年間のCO₂吸収量が8 kt未満
- (注) 300ha~1,000ha程度が対象
- ホスト締約国の規定する低所得共同体及び個人により開発又は実施されること
- 8 kt以上の場合、超えた分はtCER、lCERの発行を受けることができない

先ほど説明しましたように、面積でいいますと、大体300haから1,000ha程度になった。これは森林の形態によっても違いますので、一概にはいえませんが、おおむねこういうふうな値になるだろう。

もう一つの要件としては、ホスト締約国の規定する低所得の共同体、地域のコミュニティ、ローインカムコミュニティとか、あるいは個人の参加がプロジェクトに対してあるということ、開発とか、実施にかかわっているということが前提になっております。これが小規模のエネルギー

ギーCDMと違うところであります。

それから、8キロトン以上の場合、トータルで実際に8キロトンを超えた場合には、その分のクレジットは発行されない、というふうなことになると思います。

これは通常規模のものと、いろいろ議論は重なる部分もあります。それから実際にエネルギーの方で、既に小規模の枠組ができておりますので、そういう意味で、そういったものと見比べながら、いろいろ議論を進めていくということになりました。特に先ほど申し上げたとおり、ベースライン、それからモニタリング、あとは経済社会環境影響、そういったものに関しては意見の隔たりが、かなりあったということもありまして、それぞれ小さなグループに分かれる、それで時間を分けて議論を行ないました。それぞれの課題ごとに議論しました。

今回、事前に各国から意見を事務局が聴取して、その意見を踏まえて事務局のドラフトのような案が作成されて、それに基づいて議論を進めてきたわけですが、その中で全体の事務局の文章の中の附属書のBというのがありまして、その附属書のBというのがベースラインとか、それからモニタリングの方法であるとか、あるいはリーケージをどうするかとか、そういったものを具体的にあらわした表のようなものがついているわけです。そういうものに基づいて最終的には方法論の議論になってきますので、理事会に諮るというふうなことになったんですけれども、ただ、議論の中で、具体的な方法論というには、それぞれ南米であるとか、アジアであるとか、あるいはアフリカであるとか、例えばグラスランドという草地にしても、非常にバラエティがあって、一概にいけないのではないかというふうな議論もございます。あるいはその森林の区分についても、いろいろな区分の仕方があるのではないか。だから一概に事務局が提案しているような区分で、本当に全部カバーできるのかといった議論もございます。

したがって、今回、ある意味では理事会に委ねた部分というのがかなり大きい。これからの理事会の作業に任せるといった部分がかなりあったわけですが、実際に交渉の場で、事細かくこれをどうする、あれをどうする、というふうなことまでは、なかなか決める時間的な余裕もなかったし、それから議論の相違も相当大きかったというふうに思います。そういう中でベースラインであるとか、モニタリングの具体的な方法について、どうしていくかということが決められたというふうなことでありました。



ベースライン

- 現存する炭素蓄積をベースラインとみなし、その値はクレジット期間中一定
 - プロジェクト活動に先立って、炭素蓄積の測定が必要
 - プロジェクトがないと仮定した場合、境界内で顕著な炭素変化が起これないとする情報を示せる場合
- 顕著な変化が想定される場合は、理事会により開発される簡素化されたベースライン方法を活用

– Appendix B, Para.2-5

まず、ベースラインということなんですけど、1つ目のところです。上の方だけ読むと、ちょっと勘違いされるかもしれないんですけど、下の、プロジェクトがないと仮定した場合に、そのプロジェクトの境界内で顕著な炭素変化が起これないとする情報を示せる場合、その情報なりはプロジェクト活動に先立って、炭素蓄積の測定が必要なんですけれども、そういった場合には、現存する炭素蓄積をベースラインとみなす。その値はクレジット期間中一定でありますよ、炭素変化がずうっと、そんなに大きな変化は起これないというふうなことを示した場合に、その値というのは一定で、それをベースラインとするということになったわけです。

一方で、顕著な変化が想定される場合、したがって、そういったものがプロジェクト実施者が示せない場合には、理事会によって開発される簡素化されたベースライン方法を活用するというので、今後、そういうふうなベースラインの方法論というのを理事会の方で決めていただくというふうなことになりました。これはお手元のアペンディクスBのところに書かれています。

アペンディクスBにベースライン、それからモニタリング、リーケージなど、すべて記載されておりますので、後で見ただければと思います。



ベースライン

- 理事会は、草地、農地、湿地、居住地の4タイプについて簡素化されたベースライン方法を開発
- 理事会はCOP11での検討のため、4タイプを考慮し、適切な場合には、土壌、プロジェクト期間・気候条件等を勘案した現存する炭素蓄積の測定及び簡素化されたベースライン方法のための既定値を開発

– Appendix B, Para2-5

次に簡素化されたベースライン方法を理事会が開発するという事なんですが、その開発の仕方として、具体的にガイダンスを与えているわけです。資料の方で、アペンディクスBの方に書いていますけれども、4種類です。草地から植林地、それから耕作地から植林地、図表Bです。湿地から植林地、居住地から植林地というふうな定義になっておりまして、こういった4つのタイプについて観測されたベースライン方法を開発をしてくださいということです。

この区分に関しては、下の注のところに書いていますけれども、IPCCのグッド・プラクティス・ガイダンスの第2章の中で、区分について、具体的にどういう区分があるかということで規定をされています。その規定をそのまま持ってきた。これ以外に土地の区分というのは、林地がありまして、ただ、林地というのは、ここでは意味がない部分。だから、林地を除く草地、農地、湿地、居住地、それからその他というのがGPGの中に書かれているんですけども、その他も除いた部分、その4種類について、とりあえずは開発をする。

その下にあります理事会は、COP11での検討のために、4タイプを考慮し、適切な場合には土壌、プロジェクト期間、気候条件等を勘案した現存する炭素蓄積の測定、及び簡素化されたベースライン方法のための規定値を開発というふうな規定になっております。

これ以外のものについてはどうかというと、それはプロジェクトの実施者が独自のベースライン方法論をみつけて、それを提案するという形になっております。



モニタリング

- ベースラインのモニタリングは必要なし
- 理事会はCOP11での検討のため、現実純吸収量測定のため適切な統計手法に基づく簡素化されたモニタリング方法を開発
- また、理事会は適切な場合はタイプ毎に異なった方法を示すとともに、必要に応じて、現実純吸収量測定を容易にするための既定値を提示
- 理事会は、ベースライン純吸収量及び現実純吸収量から1つ以上の炭素プールを除外可能とするために必要な情報の簡素法を検討

– Appendix B, Para.6-8

次はモニタリングであります。まず1つ目ですけれども、ベースラインのモニタリングです。ベースラインに関してはモニタリングは必要はない。

それから、2つ目として、理事会はCOP11での検討のために、現実純吸収量測定のため適切な統計手法に基づく簡素化されたモニタリング方法を開発する。これはモニタリングの方法についても、理事会の開発に委ねるということであります。

それから、理事会は、適切な場合はタイプごとに異なった方法を示すとともに、必要に応じて現実純吸収量測定を容易にするための規定値を提示する。

それから、理事会はベースライン純吸収量及び現実純吸収量から1つ以上の炭素プールを除外可能とするためのために必要な情報の観測を検討するということで、それぞれモニタリングに関しても、方法論を理事会に委ねるといふことにしております。



リーケージ

- プロジェクト実施により各種活動や人を境界外に追い出すことがないことを示せる場合、あるいは、境界外での活動を引き起こさない場合には排出量の増加があったとしても計測は不要
- これ以外は計測が必要
- 理事会で計測のためのガイドラインを開発

– Appendix B, Para.9

次にリーケージです。リーケージに関しても非常に議論があったわけです。我が国としては、これは小規模であり、リーケージに関しては規模が大きくないということもあって、リーケージについては、それほどプロジェクトの境界を超えて排出が増加するような大きな変化というのは基本的にはないのではないかと、というふうな主張をして、リーケージについては考慮する必要がないのではないかと、というふうな主張をしてきたわけですが、なかなか実際に小規模であっても、例えば 1,000ha 超えるような大きな、小規模とはいっても面積的には相当な規模になる、例えばそういうところを植林をしていくということになると、何らかのリーケージが発生する可能性があるのではないかと。そういったものを全く考慮しないで本当にいいのかというふうな議論が別途ございました。そこはリーケージが認められる場合には、何らかの形で計測をしていく必要があるのではないかとということになってございます。

実際に、そこにありますように、ちょっと文言が非常にわかりづらくなっているんですけども、プロジェクト実施により各種活動や人を境界外に追い出すことがないことを示せる場合、あるいは境界外での活動を引き起こさない場合に、排出量の増加があったとしても、計測は不要ということで、プロジェクトの中で、例えば人が住んでいた、その人を、例えば植林をするために、その人がプロジェクトの外に移転した、あるいはそのプロジェクトの中で何らかの行為をしていた人が別のところに移って同じ行為をほかでもやったということになると、これは各種活動や人を境界外に追い出すということには該当してくる。したがって、これは厳密に読むと、かなり厳しい読み方になるわけですが、実際にいろいろな活動をしている人が、境界の中にいるという場合には、何がしかのリーケージを計測する必要が出てくるだろう。

その計測の仕方については、理事会でガイドラインを開発していくということですので、我々としても、これについては非常に、ある意味でリーケージに関しては、もう少し緩やかな形にならなかったのかなという反省もあるわけですが、リーケージに関しては、途上国の中でも、計測する必要ないという国も当然ありますけれども、何らかの形でリーケージが発生する場合には計測が必要であるというふうな考え方の国が多かった、ということになります。



環境・社会経済影響の分析・評価

- 環境及び社会経済影響の分析を実施
- 顕著なマイナスの影響がある場合には、
[規模に応じた]、評価等を実施

– Appendix A, Para. 1(k)(l)

環境・社会経済影響の分析・評価ということでありませう。これはアペンディクスAのところに記載をされておられます。付表Aです。まだ括弧つきということでありませうけれども、まず環境及び社会経済影響の分析を実施するということだす。それから、顕著なマイナスの影響がある場合には、規模に応じた評価などを実施していくというふうな書き振りになっておられます。これについても、さまざまな意見が出たわけだすけれども、ホスト国によって実施すべきなんじやないかとか、あるいはそのプロジェクト実施者がやるべきなのではないかとか、さまざまな意見が出されたわけだすけれども、その中で最終的には、これは途上国も含めて社会経済影響への分析というのは必要であらうと。特に、我々としてはホスト国が認めるような方法でやるべきではないかというふうな主張をしてきたんですけれども、実際にはそこにありますように、プロジェクト参加者またはホスト国が重大であるというふうな認識があった場合には、評価等を実施していくというふうな書き振りになっておられます。



その他のルール

- 有効性審査、認証、検証
 - 同一の指定運営機関が実施することが可能
– Para. 12
- 追加性
 - 理事会は追加性に関するバリアを排出源 CDMを参考に開発
– Para.20, Attachment A

それ以外のルールということでありましてけれども、1つが有効性審査、認証、検証なんですけれども、今の枠組では同一の指定運営機関が、理事会が認める場合を除いては実施できないことになっているわけですが、同一機関の審査、認証、検証が実施できるということになっております。これはpara12で書かれております。

それからもう一つは、追加性ですけれども、これも理事会の方で、今後、追加性に関する考え方というのを開発していくわけですが、既に排出の方で書かれたものを参考にして、追加性については、それを参考にしながら理事会で開発を進めていくということになっております。



その他のルール(調整未了)

- バンドリング
 - デバンドリングは3基準(同一参加者、登録期間2年以内、距離1km以内)について合意
 - [バンドリングは可能であるが手法等について未合意](ホスト国が調整することをG77+中国が提案)
– Para 35他, Appendix C
- 低所得者層の参加の証明
 - [ホスト国による証明の書面が必要](G77+中国が提案)
– Para15(b)

バンドリングです。まず、バンドリングというのは、小さなプロジェクトが幾つかあって、それぞれ1つ1つの小さなプロジェクトをまとめることによって、1つの大きな塊といいますか、1つのプロジェクトとして、いろいろな手続をしていく。手続の経費とかコストの簡素化


を図るといふような意味合いがあるわけですし、バンドリングの逆の意味で、デバンドリングという概念があって、大きなプロジェクトを1つずつ細かく分けて、それを分けることによって小さくして、小さくなると、いわゆる小規模の基準に合致する場合には、簡素化された方法論が活用できるということで、抜け道になるのではないかというふうな指摘があるわけですが、デバンドリングについて、では、どういうふうな場合にデバンドリングというかというふうな基準、これは排出に関してもあるわけですが、吸収についても、デバンドリングについては3つの基準、同一の参加者がやる、それから登録期間が近接していて2年以内にそれぞれ登録されている、それから、一番近いところでプロジェクトの距離が1km以内というふうな基準が設けられております。

これについても、実際にプロジェクトのカテゴリーというのが、排出の方に入っております、私どもも、カテゴリーを含めた4基準を満たしたら初めてデバンドリングではないかというふうな主張をしてきたわけですが、これについても各国から賛成意見が出なくて、カテゴリーというのは植林に関しては1つだという各国の主張がありまして、最終的に3基準、同一参加者、登録期間が2年以内、距離1km以内、こういったものをすべて満たす場合にはデバンドリングですよ、というふうなことになっております。

ただ、バンドリングに関しては、実は今回の交渉の中でいろいろとあったわけですが、バンドリングをして、例えば今の小規模の枠組というのは8キロトンというのが1つの上限値になっているわけですが、その8キロトンバンドリングによって超えてもいいんじゃないかという、一部の国ですけれども、そういう主張をする国があったり、バンドリングに対して非常に厳しい見方をしている国も他方であるということで、そういう中で、途上国の中でかなり意見が分かれた。特に中南米あたり、ボリビアとか、そういった国からの意見としては、例えばバンドリングすることによって、小さなプロジェクトを幾つも集めて8キロトンを超えてもいいのではないかというふうな、極端なそういう主張がなされたんですが、そういうこともあって、全体では調整がつかずに、したがってバンドリングに関する記述については、すべてブラケットつきということで、次回SBSTA21に持ち越すということになりました。

もう1つは、これも調整未了ということになったわけですが、低所得者層の参加の証明ということで、途上国の中で意見が分かれたわけですが、最終的にG77+中国の提案、これはPa15(b)ですけれども、余り中身はないんですけれども、ぎりぎりの詰め段階で、まとまらずということで、最終的にはこの部位についてもブラケットに入るというふうな形になりました。

全体的には、そういった意味では、ブラケットが幾つか残ったということですが、ほぼ、形としては次期S B S T A 21に向けて、大枠が大体固まったのかなという感じを持っております。



その他

- 簡素化された方法に関する追加提案(詳しい議論できず持ち越し)
 - Share of proceedsの扱い
 - 土地の追加的な編入
 - 炭素蓄積の評価方法
 - CO2以外の排出 等
- 森林の定義や新規植林、再植林の定義を変える提案等は受け入れられず

そのほか、今回、事務局ペーパーが作成される以前に、各国からさまざまな意見なりコメントが出たわけですが、それを集約して、最終的に事務局ペーパーの議論がまだ残っているところ、今回、S B S T A 20で議論ができなかったところ、例えばShare of proceedsの扱い、あるいは8キロトンを超えなければ、小さなものを追加的に編入していくということも可能ではないかとか、あるいは炭素プールのとらえ方とか、あるいはCO₂以外の排出の部分、そういった物の考え方とか、そういったところについてはPara30から34に書かれておりますけれども、これについては、まだ十分な議論をしていないということで、括弧つきで残りました。

それから、森林の定義とか、新規植林、再植林の定義、事務局ペーパーが最初に出されたときに、事務局ペーパーの中には、こういった新規植林とか再植林の定義を変えるというふうな、ある国からの提案があったわけですが、そういうものを事務局ペーパーに載せるということだけで、中国なんかは、そういうふうな事務局ペーパーをベースには議論できないというふうなことで、真っ向から反対をするというふうなことで、要は、C O P 9で合意したことについて、すべてリオープンするような話はやめろというふうな、そういう口調で議論が始まったということもあって、森林の定義とか、新規植林、再植林、これは年度の問題ですが、それについては、今回の小規模でも受け入れられるということになりました。



その他

- 小規模植林CDMの実施促進策については、時間の関係から十分な議論ができなかった。各国からの意見をまとめた上で事務局がSBSTA21に向けて文書を作成。
- SBSTA21,COP10
 - 日程:12月6日~17日
 - 場所:(アルゼンチン)ブエノスアイレス

さらに途上国からは、やはり小規模植林CDMを推進していくためには、ルールづくりはもとより、促進策について具体的な議論をすべきではないかということで、各国から意見を聞く場はあったわけですが、十分ではないということで、今回、議論を十分できるような時間がなかったわけです。したがって、次回のSBSTA21に向けて、事務局が促進策、キャパシビリティビルディングであるとか、ファンドをどうするとか、途上国のいろいろな要求があるわけですが、そういったものをまとめて議論をしようということになっております。

SBSTA21、COP10については、このような日程で開催される予定でございます。

以上で、小規模CDM植林に関しては説明を終わりたいと思います。

植林ワーキンググループ


- 第14回CDM理事会での議論 -



次に、植林ワーキンググループというのが設置をされました。UNFCCCのホームページなんかでも見ていただければ、どういうものなのかというのはご理解いただけると思うんですけ

れども、それについて、少し時間がございますのでご説明をさせていただきたいと思います。

第14回のCDM理事会で、SBSTA20の前に開催された理事会でして、理事会自体は一般のオブザーバーの参加が認められておりまして、オブザーバーですから、会議を別室で聞くだけなんですけれども、それに私も参加をいたしましたので、それについて少しご紹介をさせていただきます。



植林ワーキンググループ

- 付託事項等
 - CDM植林プロジェクトのプロジェクト設計書、ベースライン、モニタリング方法論等に関し案を作成し理事会に提出
 - 構成は、議長、副議長がCDM理事会メンバー、それ以外に公募で選ばれた5名のメンバー
 - 第17回CDM理事会及びCOP10で、任期や人数についてレビュー予定
 - 任期は1年(再任可、最大2年)
 - Meth パネルとの関係は、back to backで必ずしも開催される必要はない

植林ワーキンググループというのを、なぜつくる必要があるかということで、前回、第13回のCDMの理事会で、その必要性について議論がなされました。今のCDMの枠組を方法論あるいは手続の案をつくっているメソドロジーパネルというのがありまして、方法論を検討するパネルなんですけれども、そのパネルでは、植林の専門家が全くいない。これからCDM植林を進めていく上で、当然、吸収とは全く違う方法論になってくるということで、早急に植林ワーキンググループ、植林パネルともいっていたんですけれども、そういったものを立ち上げるべきなのではないかというのが13回のCDM理事会で議論がなされて、タームズ・オブ・リファレンスを作成すべしということで、いろいろと議論がありました。今回のCDMの第14回理事会において、付託事項が決まったわけなんですけれども、具体的にはCDM植林プロジェクトのプロジェクト設計書とかベースライン、モニタリング方法論などに関しての案を作成し、理事会に提出していく。


構成については、CDMに関連するパネルでは、必ず議長、副議長というのがCDMの理事会のメンバーから構成されるということで、今回も議長、副議長についてはCDM理事会のメンバー、それ以外に公募で5名を選ぶということになりました。WGのメンバーなんですけれども、この5名のメンバーについては、10名という意見も出たわけです。実際に10名のパネル

もあるわけですが、今回はいろいろなりソースの問題とか、事務局のそういった資金的な問題もあると思うんですが、それと余り人数を多くしたくないというふうなこともあるので、5名というふうなことで、最終的には決まりました。

ただ、第17回CDM理事会、いわゆるCOP10で、任期は下に書いてありますけれども、1年で、最大2年までということなんですが、17回のCDM理事会、あるいはCOP10で任期や人数についてレビューをして、必要に応じてこれについては見直していくということになっております。

実際に、方法論のメソドロジーパネルというのがあるわけですが、それとの関係については、余り明確には決まっておりません。ただ、理事会の議論の中では、パネルをもう1個つくるといことは必要ないし、メソドロジーパネルとの関係がおかしくなる、少なくとも方法論を議論するのはメソドロジーパネルでしょう。ただし、植林については別分野というか、ちょっと毛色が違う分野なので、そこは専門的に植林ワーキンググループの方で議論をしていただくということです。

ただ、開催については、メソドロジーパネルと同時開催ということではなくて、そこはそれぞれ関係する議長が、それぞれのパネルなりワーキンググループで、結果については報告するというふうな程度でいいのではないかとということで、必ずしも上下関係、メソドロジーパネルとの関係において、どちらかというと下にあるんでしょうけれども、明確に下に位置づけるというふうな、そういう決まり方ではなかったというふうに考えております。いずれにしても、こういう形で決まっております。



植林ワーキンググループ

- 構成
 - 議長 Mr.Eduardo Sanhueza (チリ)
 - 副議長 Mr.Martin Enderlin (スイス)
 - Mr. Paul Victor Desanker (マラウイ)
 - Mr. Shailendra Kumar Singh (インド)
 - Mr. Walter Oyhantcabal (ウルグアイ)
 - Mr. Wojciech Seweryn Galinski (ポーランド)
 - Ms. Eveline Patricia Trines (オランダ)
- 開催予定
 - 今年に2回開催される予定

前回の理事会でメンバーが決まりました。これは非公開の理事の中の議論で、議長、副議長

については、CDMの理事会のメンバーです。それ以外のメンバーについては、これは地域割
というか、地域の公平性といいますか、そういったものを勘案して、マラウイの人、インド、
ウルグアイ、ポーランド、オランダということで、non Annex 1が上の3つです。下がAnnex 1
ですけれども、移行国も入っているということで、ちょうどバランスのとれた形になっている
わけですけれども、残念ながら日本の専門家は入っていないということで、これについても、
我々としては、できるだけ入っていただく方向で、いろいろと考えていたわけですけれども、
なかなか難しかったということです。

ことしについては、2回程度開催される予定ということなんですけれども、実際にCDM植
林の枠組というのが、既に国内で決まっておりますし、COP10では小規模も決まるというこ
とで、やることはいっぱいあると思うんですけれども、多分2回ぐらいしかできないだろう。
はっきりした情報はないんですけれども、7月12～13日にワーキンググループが開催されると
いうことが決まっておりましたので、12～13日で何らかの形で開催されているというふうに思
っています。まだ、中身については、ちょっと情報はつかんでおりませんが、いずれに
しても、年、あと2回ぐらいしか開催されないということになるので、できるだけ我々としては
早く方法論なり、あるいは今のところ、吸収に関しては、PDDの様式すらも、まだ固まって
おりませんので、そういったものをできるだけ早く固めていただくというふうな作業が、早急
に必要なのではないかなと思っております。



CDM植林に関する今後の方向

- COP10で小規模の枠組みが固まれば、プロジェクトの実施に向けた動きが加速化。
- 今後、植林ワーキンググループ等において
 - プロジェクト設計書、ベースライン設定、モニタリング方法等について案を作成
CDM理事会へ報告
 - 方法論の確立に時間を要する
- 理事会等に対し、方法論等に関するインプットを行っていくことが重要

ということで、最後になりますけれども、CDM植林に関する今後の方向ということで、余
り方向にはなっていないかもしれないんですけれども、1つは、COP9で大きな通常規模の
枠組が決まり、COP10で小規模がほぼ固まってくる、そういう状況の中で、今後は実際にプ

プロジェクトを動かしていくというふうな段階になるのかな、というふうに考えております。

そういう意味で、そういう手続の方法論とか、あるいは手続に関してワーキンググループが機能して、できるだけ早く動かせるような、そういう体制に持って行っていただきたいというのが1つでございます。

植林ワーキンググループでは、今後、こういったことで、プロジェクト設計書であるとか、ベースライン設定、モニタリング方法等についての案を作成してCDMの理事会に報告していく。

ただ、先ほど申し上げましたように、やることはたくさんあるんですけども、実際に今のメソドロジーパネルなんかでも、本当に時間がかかり過ぎて、なかなか前に進んでいないという状況もあるようでして、その辺、どういうふうに、これから円滑に進めていくかというところは大きな議論になると思うんですけども、今のところは本当に、遅々として進んでいないというふうな、そういう印象を私なんかも持っております。

今回の会合に、私は初めて参加させていただいたわけですが、実際に、まだまだCDM植林に対しての見方というのは、かなり厳しい見方をしている国、要は吸収対策に対して非常に懐疑的な国というのが、まだまだたくさんあるわけですし、そういう中で、実際に我々としてはできるだけ円滑に進められるような形に持っていきたいというふうには思っておりますが、いかんせん、いろいろなそれに対して懐疑的な考え方を持っている国が多いものですから、そういう意味では、枠組としてなかなか、我々が考えていた以上に厳しい内容になっているわけですけども、そういう中で、今後、方法論に関しては、それとなく理事会に方法論の開発を委ねているわけで、そういう方法論に関してのインプットというのを、日本側で何らかの形ですべきではないかなと。あるいは日本の知見というか、今まで養ってきた知見をインプットして、日本のやり方というのは、1つの方法論として認めさせるというふうな、そういうことが重要なのではないかなというふうに思っております。

理事会なんかでも、専門家ですけども、森林分野での専門家というのはなかなかいないわけですし、ある意味では、専門性を理事会に対してもインプットしていくようなことが必要だし、そういう取組みが何かできないのかなというふうなことを、今、考えているところです。もちろん、パネルとかに日本の専門家がいらっしゃるといのは非常に重要なんですけれども、なかなかそれは難しいことであれば、今、いろいろなところで進めておられる方法論に関する具体的なものをインプットしていく、ということが必要じゃないかなと思っております。

以上で、私の説明を終わらせていただきたいと思います。いずれにしましても、今回、初

めて参加させていただいて、途上国の中でも全然意見が違いますし、先進国の中でも、EUと我々の日本とかカナダあたりとは全然違いますし、それぞれ思惑があって、同じ南米諸国でも、例えばブラジルとそれ以外の中南米諸国とも、また違いますし、そういう意味では非常にさまざまな国の意見を調整して、最終的にもものをつくっていくということの難しさについて、非常に痛感いたしましたし、そういう意味で、我々として、まさに申し上げたとおり、技術的にはそういう部分で、いかにインプットしていくか、多分、理事会の方でもインプットを、できるだけしてもらいたいというふうな思いが、あるのではないかなと思っておりますので、そういう分野で、ぜひ、貢献をしていきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

司会 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたが、ここで、10分程度、休憩をとらせていただきまして、3時15分には、ご着席をお願いしたいと思います。ご協力、よろしくお願いいたします。

(休憩)

(再開)

司会 それでは、これから質疑応答、あるいはご意見を承るということもあろうかと思えますけれども、質疑応答に入らせていただきます。ご意見、ご質問等ある方は挙手をお願いしたいと思います。当方の担当がマイクをお持ちいたしますので、挙手された後、しばらくお待ちください。差し支えなければ、ご質問等される前に、所属とお名前を言っていただければ幸いです。

それでは、赤木調査官、引き続き恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

それでは、これから質疑、あるいはご意見等を承りたいと思います。どなたからでも結構でございます。あるいはどのような分野でも結構でございます。ご質問等ある方は挙手をお願いいたします。

山岸 WWF ジャパンという環境NGOの気候変動担当の山岸と申します。

きょうは大変詳細なご説明、どうもありがとうございました。

2点、質問させていただきたいんですけれども、1点目は、すごく細かいことになってしまうんですが、アネックスのイントロダクションの最初のところ、1パラグラフ目の(a)にバンドリングについて最初に書かれていると思うんですが、ここに「Project activities may be bundled or portfolio bundled」と書いてあるんですが、「portfolio bundled」というのは、この次に出てくるサイクルの中のどのステージでバンドルするのかというのを、いろいろ

組み合わせることができるということなんでしょうか。「portfolio bundled」という言葉の意味がちょっとよくわからなかったので、ご説明いただけたらと思います。

それと、もう1点は、議論の中で、どういう感じだったかということに関する質問なんですけれども、そもそも小規模プロジェクトという概念が出てきた背景として、ご説明の中にもありましたけれども、アグロフォレストリーとか、そういったものを推進したいという議論があったと思うんですが、例えばプロジェクトタイプの中で、そういうものを特別に推進しようとか、そういう議論というのはなかったんでしょうか。あるいは、そういうものに関しては、実施促進策の議論の中に出てきそうなのかとか、その辺のことについてお教えいただけたらと思います。以上の2点についてお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

赤木調査官、よろしく願いいたします。

赤木調査官 まず、portfolio bundledですけれども、portfolio というのは意味がわかりづらい面があると思うんです。我々は一般に訳すとき、「試験的」というふうに訳しているんですけれども、「may be bundled or portfolio bundled at the following stages in the project cycle」ですから、「試験的にバンドルをする」というような意味だと思います。ですから、「at」以下は、全部にかかるというふうに解釈していただいてもいいんじゃないかなというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

あと、小規模のアグロフォレストリーの議論、これは会議の中で、具体的にアグロフォレストリーを取り上げてどうこうということはないです。各国からの意見の中では、途上国で小規模植林をやるということで、特にローカルコミュニティ、ローインカムコミュニティの参画が必要である。そのためには、何がしかの、例えば換金作物をつくるとか、そういったものがプロジェクトの中ないと、プロジェクト参加者自体というか、プロジェクトのコミュニティからの参加というのは、なかなか得られないのではないかという意見がたくさん出ておりました。

したがって、小規模の場合は、そういうふうなコミュニティの参画というのが必要ということがうたわれているので、そこは何らかの形で、アグロフォレストリーが取り入れられることにはなるだろうと思います。

ただ、それによって、例えばクレジットがどうなるのかとか、ということになると、実際に植林から得られるクレジットは、例えばバウンダリーがあって、その中でアグロフォレストリーをやっていく。その場合に全部植林してしまうのと、アグロフォレストリーでやるのと比べると、クレジットの問題が出てくるので、そこはどの程度、アグロフォレストリーに使

って、どの程度、植林に使うのかという、その辺の仕分けというのが問題になってくるのかなと思います。

したがって、そういう企業あるいはN G Oが参画する場合には、その辺をどういうふうに決めていくのかということが問題になってくるのかなと思っております。アグロフォレストリーだけに限って、何か議論が行われたということはありませんけれども、今後の実施の問題としては、当然そういうふうな問題が出てくるのではないかなと思っております。

山岸 ありがとうございます。

司会 どうもありがとうございました。

ほかにご質問あるいはご意見等ございませんでしょうか。

神宮 日本工営の神宮でございます。本日はありがとうございました。

最初の方の説明のところに、C D M植林主要プレイヤーということで先進国、あと途上国の名前が幾つか挙がっていたかと思いますが、こちらの途上国についてちょっとお伺いしたいんですけれども、こちらに挙がっている国々は、積極的にC D M植林を受け入れたいという意向の国という理解でよろしかったでしょうか。

あと逆に、こちらの方に書かれていない国というのは、余りC D M植林に対しては積極的ではないと考えてよろしいでしょうか。お伺いしたいので、お願いします。

赤木調査官 主要プレイヤーというふうな書き振りで、先進国では日本、カナダ等々、途上国は中国、ブラジル等々なんですけれども、これはあくまでも議論を動かしている国という意味です。したがって、それぞれ意見は、先ほどの中でも申しましたけれども、全然異なっております。

まず、中国、ブラジルですが、ブラジルと中国も必ずしも同じではないと思うんですが、中国は、C O P 9でもそうだったんですけれども、極めてC D M植林に対してはネガティブな考え方を持っております。それは、なぜかという、1つは、C D M植林というよりは、C D Mのエネルギーの方に重点的に、いろいろな技術も含めて取り入れたいという意向もありますでしょうし、それから長い間、土地を支配されるというか、C D Mがどんどん入ってくると、C D M植林によって、ある意味で利用目的が限定されてしまうということもありますし、それから、O D Aの流用みたいなものがどんどん進んでいくと、流用ではないんですけれども、O D Aなんかで、どんどんC D Mが行われるということになると、先進国の目的のために途上国の土地が使われる、そういうふうなことに対する警戒心というか、そういうものが、多分あるのではないかなと思っております。

ブラジルについても、同じ途上国の中では両巨頭といいますが、CDMに対しては懐疑的な見方をしているんですけれども、ブラジルなんかといろいろ話をすると、彼らも必ずしも外国からの植林分野での投資というのを嫌がっているわけではないんです。ただ、中国と同じような理由もあるでしょうし、それから、CDM植林を、例えば中南米でどんどんやられると、ブラジルからの木材輸出への影響とか、そういったものに及んでくる可能性だって出てくるといふようなことも懸念しているのかもしれないですし、その辺はちょっと微妙なところなんですけれども、中国、ブラジルに関しては、基本的に非常にネガティブな反応である。

ツバルは島嶼国の代表ということで、排出削減については非常に強力に進めなければいかんわけなんですけれども、吸収に関しては、これも非常にネガティブな感じです。

アジア諸国では、インドネシアは非常に推進派であると思いますし、それ以外だとベトナムでありますか、そういったところが、発言はしていませんけれども、どちらかというと推進派になります。

他方、マレーシアとか、インド.....インドもちょっとあれですが、マレーシアとか、タイあたりは余り進めたくないという方です。

中南米に関しては、基本的には推進派、チリ、ボリビア、ペルー、それ以外の中南米諸国は基本的には推進していききたいという国。

それから、アフリカについてもセネガルとか、ブルキナが中心で動いていますけれども、できるだけやっていきたいというふうな国が多いです。

他方、先進国は、それぞれ考え方が違っておまして、EU、スイスは環境配慮型で、ノルウェーについてもそうですが、推進をしていききたいというのは日本、カナダです。そういうふうな色分けになっておりますので、必ずしも途上国全てが一枚岩ということではありません。

ただ、G77+中国は、毎日会合をやっているわけですし、さまざまな、この分野だけではなくて、いろいろな分野について意見交換を毎日1回はやっているわけです。この分野に関しても意思統一を図りながら進めているわけですが、G77+中国として、代表として、例えばブラジルが発言をする、その後ボリビアが全く違うことを言っているというふうなことが、通常あるパターンでして、そういう意味では、G77+中国というのは、いろいろ議論をしているんですけれども、それぞれ各国はばらばら。ただ、それを代表して発言する場合には、代表者が一応まとまったという形で発言はするんですけれども、実際はそれぞれの国によって考え方が違うという状況です。

司会 どうもありがとうございました。

ほかにご質問あるいはご意見等ございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

緒方 私は中央大学でインドシナ半島の開発計画をやっているんですけども、きょうのお話は大変参考になりました。特にベトナムで3つの大学と2,000haの土地の有効活用ということでプロジェクトを組んでいるんですが、植林活動というのは大変有効な計画になると思って聞かせていただいたんですけども、特に植林では、吸収源として活用できるということと、もう一方、きょう、余り話が出ていなかったことは、特に教育機関ですので、研究教育としてキャパシティビルディングを今後どう進めていくか。特にスモールケースルのCDMに対して何か特別なキャパシティビルディングをお考えになっておられるか、その辺をお聞かせいただけるとありがたいと思います。

赤木調査官 促進策に関しましては、次のSBSTAで議論していくということですので、その中で、いろいろな方策が出されてくるのではないかなと思うんですけども、ただ、全体的には先進国と途上国という図式もあるわけです。途上国は削減義務を負っていませんので、先進国としてはできるだけ、その次期約束期間に向けて、途上国を取り込んでいきたいという意向なわけですし、そのためにいろいろな手だてが必要であるという意識があるわけです。

他方で、途上国側は、当然キャパビルも必要だし、そもそも経済発展と環境との調和という、それを図りながら進めていく必要がある。そのために技術が必要なんだというふうな言い方です。ですから、方向としては違った方向を見ているわけではないんですけども、求めるものがちょっと違っているという面もなきにしもあらずということで、先進国は各国とも、それほど財政的に幾らでも出そうという感じではないわけですし、そこは日本なんかと同じで、全体としては、総論として促進策というのは重要ですけども、ただ、各論になると、どんどんお金を出しましょうということには、なかなかない面もございます。

そういう中で、私どもとして、まだ具体的にこういうことをやっていこうということはないんですけども、実際に途上国の方々に対しての、例えば林野庁として補助事業なんかで途上国の人の関係者に対してのいろいろ研修みたいなことをやったりとか、そういうことはありますし、今後、例えばJICAの今までの研修プログラムの中で、そういったのを取り上げていくとか、あるいはプロジェクトとして、CDMに関連するようなプロジェクトあるいは開発調査とか、そういったものを実施して、そういう二国間のスキームを使って進めていくということも可能ですし、そういうものにあわせて研修を実施していくとかということも可能だと思いますし、具体的にこれをやっていくということは、今、この場では申し上げられませんが、ツールはそういう意味ではたくさんあるのかなと思っております。

司会 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

坂田 東京大学大学院の坂田と申します。

小規模CDMというのはよく聞くんですけども、大規模CDMということについては、話し合われているのかどうかということと、そういうことを話し合われると、小規模の規定とどこか違うところが出てくるのかどうかということをお教えください。

あと、私は伐採木材製品の部分の炭素固定による温暖化防止をクレジットにするということを考えているんですけども、現在、これについて具体的な方法が出てきて話し合われているかどうかということをお教えいただけますか。

赤木調査官 まず、大規模CDMがあるかどうかなんですけれども、これは冒頭でも話をいたしましたように、通常規模のCDM植林の枠組というのは、既にCOP9、去年の12月で枠組は決まっております。したがって、全体の枠組はあるんですけども、年間の二酸化炭素の吸収量が8キロトン未満のものを特別に小規模として扱う、その小規模に対しては、簡素化されたルールを適用しましょう、そのルールづくりをCOP10までに決めましょうというふうな、そういう枠組に、今、なっています。

したがって、そういう意味では、小規模のCDMに関しては、より簡素化された枠組ですので、去年決まった通常規模のものよりは、ずっと簡素になると思います。先ほども話をしましたけれども、例えばモニタリングの方法、あるいはベースラインの決め方とか、あるいはリーケージとか、そういったものについても、今後、CDMの理事会というところで決まっていくわけですけども、その決め方についても、できるだけ簡略化された、そういう方法を使っていきましようということになっておりますので、それをベースに、これから議論が進められるということになります。

それから、伐採木材の扱いについて、現在は伐採された時点で、既に排出という扱いになっておりますので、切られれば、その時点で排出ということなんです。なぜそうなったかという、木材がどういうふうに使われているかをすべて追跡するということは不可能である。したがって、いつかの時点では腐って大気中に二酸化炭素として放出される、それがどの時点なのかというところで、ある意味で簡単な方法としては、伐った時点というふうな扱いになっているわけです。ただ、実際に二酸化炭素が放出される時点というのは、いつかわからないですし、実際には木材とか、いろいろな炭化物として蓄積されている可能性だってあるわけです。

それともう一つは、輸入材をどう扱うかという問題があります。自分のところではほとんど

消費していないにもかかわらず、木材をどんどん伐っている国があります。そういった国は、伐った時点で排出になっちゃうと、いや、自分のところで使っていないのに、何で排出になるの、という疑問があるわけです。

他方で、日本のようにたくさん使っている国というのは、日本で伐られる木よりもたくさん木材を輸入しているわけですから、それが日本で腐っていったといった場合、じゃあ日本の排出になるのかという問題もあるわけです。ですから、さまざまな輸入国、輸出国の問題もかわってきますし、そういう意味では非常に複雑な問題です。

我が国としては、できるだけ木材を活用して、木材としてある意味で保存して蓄積をしていくということが重要だ、それによって山の管理というのはちゃんとできていくという、そういう主張をしているわけです。ただ、世界の大きな流れとしては、いろいろなストックで見るとか、プロダクションで見るとか、フローで見るとか、いろいろな見方があるわけですし、そういう見方の中で、なかなか日本のような主張というのが通りにくいというのも、これは現実には国際社会の中ではちょっとあるわけですし、日本の場合、極端に言えば、木を使うことはいいことだというふうな主張なんですけれども、それがなかなか温暖化の交渉の中では合理的に説明が難しいというふうな、そういうところがあります。

ただ、これについては、第1約束期間はもう決まっていますので、第2約束期間以降の議論ということで、今後、具体的にどういうふうにしていくかというのは、これからの話ということで、今のところは、8月にワークショップがありますけれども、そういったところで意見交換をしながら、技術的な詰めをしていくということになるかと思えます。

坂田 ありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

日比 コンサベーション・インターナショナルの日比と申します。

2点、ご質問をさせていただきたいと思えます。まず、1つ目、小規模CDM植林のクライテリアというか、年間8,000tというものなんですけれども、例えば30年間にわたるプロジェクトの吸収量の年間平均という考え方でよろしいのでしょうか。それともプロジェクトの期間の間に年ごとの吸収量というのは変わってくると思うんですけれども、そこをどうとらえるのかというのを教えていただきたいというのが1つ目。

2つ目、今回、SBSTA20でドラフト・ネゴシエーションテキストがまとまった。21で議論して、COP10で採択されるということが期待されると思うんですけれども、一方で、例えば簡素化されたベースラインのメソドロジーは、理事会の方がCOP11までにまとめるという

ことになっているかと思うんですけども、そうすると小規模C D M植林が、実際に京都議定書下で動き出すというのは、C O P 11以降になるという理解なんでしょうか。それとも、例えばベースラインのところは事業者が独自に開発するということであれば、C O P 10以降でも動き出すということになるのでしょうか。以上2点です。

赤木調査官 まず、8,000 tの議論ですけども、これについては平均といいますか、要するにプロジェクトを実施することによって、年間に吸収される二酸化炭素の量というふうな定義ですので、ある意味で、例えばプロジェクトの計画書をつくるわけですけども、プロジェクト計画書をつくる際に、このプロジェクトはこれだけの炭素量で年平均8,000 t未満ですよというのが示されれば、それは小規模として成り立つということなんです。ですから、まずは、それを示すということが重要であって、実際に、例えば8,000 tを超えたといった場合には、超えた分はカウントしませんよ、クレジットは発生しませんよというふうな、そういう定義なんです。

それからあと、C O P 11に簡素化された方法論を提案していくというふうな、そういう書き方になっていますけれども、要するにS B S T AとC O Pの関係というのは、最終的には、今、ドラフト・ネゴシエーションテキストなんですけれども、これがS B S T A 21に上がって、S B S T A 21で承認されたものがC O Pに上がるというふうな、そういう仕組みになっていますので、このペーパー自体は、今、何の効力もないわけです。ですから、これがデシジョンに変わるには、要はC O P 10でのプロセスというのが必要になってくる。そうすると、C O P 10の決議に基づいてエグゼクティブボードに対して、こういうふうなガイダンスのもとに方法論を開発してくださいということになるわけです。ですから、今の時点でこのペーパーというのは、まさに交渉テキストだけであって、何ら決まったものではない。したがって、まずはC O P 10で決まった上で、それをもとにエグゼクティブボードで議論をしていくということになりますので、ちょっと時間がどうしても手続的にかかってしまう。

ただ、これができないと何もできないかというのと、そうではなくて、ワーキンググループ自体が既に立ち上がっていますので、そういったところで、まずは、P D D、プロジェクト設計書の様式の議論とか、そういったものが出てくると思うんです。それが決まれば、ある程度、例えばP D Dを作成して、提出、独自の方法論を使って、これは小規模の今の枠組に合致していますよ、というふうなことを証明すれば、それは方法論として認められ、証明してE Bでじかに認められれば、そこは進めていくことが可能だと思います。ですから、簡素化された方法論をエグゼクティブボードが示すのはC O P 11なんですけれども、その前に、では手続はでき

ないかという、それはそういうことではないと考えております。それはその前にでもできないことはない。ただ、様式がまず決まっていなくて、それから、森林分野の審査をできるOEがないものですから、それがまずできるということが前提なんだろうけれども、そういったものが整ってくれば、前に動かさないということはないというふうに思っています。

司会 どうもありがとうございました。

あと、質問等ございましたらよろしくお願いいたします。どうぞ。

後藤 新日本環境品質の後藤と申します。3点、お伺いしたいと思います。

幾つかお話に出ているところと重なるところがあるんですけども、まず1点目が、小規模植林に限らないんですけども、植林CDMの受入国の真の意図と申しますが、実際どのようなものが求められているのか。小規模の場合、アグロフォレストリーとか、そういう話も出ているようなんですけれども、そこら辺の、例えば中南米とか、アフリカとか、例えば背景からすると、中南米なんかは、割と廃棄物関係でバイオマスであるとか、エネルギー関係も受け入れられるCDMもありますけれども、そういうベースがアフリカにはないとか、いろんな事情等があると思うんですけど、そういうところを含めてお伺いできればと思います。

それから、これはわかっている範囲で結構なんですけれども、小規模植林のCDMでは市場規模と申しますが、どれくらいの件数で、どれくらいのクレジットとか、そういうような規模的なもので、ある程度見積もられているものがあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、3点目が、経済産業省とか環境省のいろいろCDMのJ Iとか補助事業もやっておりますけれども、先ほどJICAの話とかも出ていましたけれど、林野庁さんの方でこういう植林CDMに関して、そういう補助事業とか、今後何かスケジュール化されているものがあれば、具体的に教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

赤木調査官 まず、受入国の意図ということですけども、途上国は先進国からの投資というか、そういったものを期待していると思うんです。特に小規模の場合はローインカムコミュニティが関与することが前提となりますので、いわゆる低所得者層、貧困層、そういった貧困の方々の救済というか、そういうふうな意味でCDMの枠組が活用される。どうしても排出の方は、ある程度エネルギーが集約的に活用されているような、そういう国でないと、実際に余りエネルギーを排出していないような、そういう国には使えないわけです。

ところが、植林の方は、ある意味で土地がありさえすれば、条件を満たせば、どこでもできる。かつ、使い方によっては、それが直接地域の貧困対策にもなるわけです。ですから、期待としては、貧困対策として外国、特に先進国からの投資を入れたいという気持ちは高いので

はないかなと。当然、木材による収入もありますし、それからクレジットがどの程度で売れるかというふうな問題もありますけれども、クレジットによってある程度利益も出てくるということからすれば、途上国の思いというのは、まさにそれによって何がしかの投資なりお金が先進国から入ることを期待しているということになるのかなと思っています。それは、まさにアフリカもそうですし、中南米も同じような考え方なんじゃないかなというふうに思っております。ただ、中進国とか、途上国でも大国というのは、ちょっと違う考え方をしていると思えますし、植林というよりは、むしろ排出対策に対してのCDMというものに力を入れていきたいというふうなことなのかもしれません。

それから、市場規模というのが、これは非常に難しいです。私もはっきりどれくらいかというのは何とも言えませんけれども、例えば日本の場合、CDMは1%という上限は決まっていますから、ですから、1%丸々例えばCDMを実施するということになると、相当な面積になってまいります。早生樹を植えるのか、郷土樹種を植えるのかによっても違いますけれども、まさに全部やるとすれば、本当に数十万ヘクタールから100万ヘクタールとか、そんな感じのオーダーになってきます。そんな面積、日本の今の人工林が1,000万haですから、規模から見てもすごい規模になると思うんですけれども、そういうふうなことが実際は、現実にはなかなか難しいのしょうけれども。

それともう一つは、対象地域がどの程度あるかという問題もあります。東南アジアなんかでも推進したい国というのはあるわけですが、実際に先ほども話があったように、リーケージの問題とか、それから追加性の問題とか、さまざまな壁があるものですから、具体的にどの程度のエリアが確保できるのかというところについては、まだ私も正直いって、東南アジアではなかなかそんなにたくさんはないのではないかなというふうな、ちょっとそういう感じもあるんですけれども、他方で、こういうやり方が正しいというふうなものはなくて、いかにそれを証明するかという理屈づけをうまくするかどうか、ということもあるものですから、そこをうまく証明できれば、追加性に関しても、こういうことで追加性があるんだということで、ちゃんと立証できれば、そこは可能性としては出てくるのかなというふうに思っています。

それから、中南米に関しては、まだまだ可能性は高いのではないかなというふうな見方を私はしております。

それから、補助事業ですけれども、経済産業省とか環境省なんかでも、既にそういうプロジェクトに関するいろんな調査とか、それからあとPDDの作成の補助とか、そういったものもございます。ただ、実施に関しての事業というのが、まだそれほどは、一部、経済産業省の中

ではあるんでしょうけれども、植林に関してはまだまだございませんので、そこは予算との相談になりますので、私どもとしては、今の時点では何とも言えないんですが、CDMのクレジットというのを、国が最終的には約束の達成のために、ある程度使っていかなければいかんというふうな観点もありますので、そこは考え方を少し、私の個人的な意見ですけれども、ある程度考えていかないと、今、地球温暖化防止大綱の中で補足的というふうな扱いになっていますので、国内対策が主です、京都メカニズムは補足的に扱います、というふうなことになっていますので、そういうふうな観点でいけば、なかなか今の状況下では難しい面もありますけれども、それがあ程度見直すような方向になってくれば、また流れは変わってくるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、財源の問題が出てきますので、新たな財源ということになると、いろいろな議論の中で環境税の話とかもありますし、そういうふうな議論と平行して考えていくべき問題かなというふうに思っています。

後藤 どうもありがとうございました。

司会 どうもありがとうございました。

それでは、あとご質問、ご意見等ございますでしょうか。どうぞ。

豊田 海外林業コンサルタント協会の豊田です。きょうはどうもありがとうございました。

小規模CDMのアグロフォレストリーの取扱い方について、ちょっと教えていただければと思いますが、1,000haというと、かなり現実には大きな面積だと思うんですけども、そういった中で、例えばプランテーション、お茶だとか、コーヒーだとか、オイルパームみたいなものが、これまでであれば、経済的な理由とか何かでできなかった土地が、CDMによるクレジットとあわせることによって利益が得られるようになるということで、追加性が認められれば、そういったタイプのプランテーションの小規模のCDMで造林したら、クレジットとしてカウントすることができる、というふうに考えてよろしいでしょうか。

赤木調査官 今おっしゃったのは、お茶とかコーヒーとか、そういう換金作物と一緒にあわせて……

豊田 それを主体的に。普通だったら追加性がない。ここしかやらないですよ。経済的な理由でできなかったようなところも、今度はCDMをプラスすることによって、やるとすれば、そういったものも認められるのか。

赤木調査官 そこは、いわゆる投資のバリアがあるかどうかというところなんでしょうけれども、ただ、お茶とかコーヒーだけというのは無理だと思うんですけども、植林と組み合わせ

せて、そういう換金作物と一緒に植えるということについては、可能性としてはあるのではないかなと思います。全く排除されるものではないのではないのではないかなというふうに思います。アグロフォレストリーの考え方として、そういうものでないと、実際には地域住民も参加ができないということで立証していけば、そこは立証の仕方の問題ではないかなというふうにと思いますが、なお勉強をさせてください。すみません。

豊田 ありがとうございます。

司会 ありがとうございます。

では、時間も迫って参りましたので、先ほど手を挙げられました方、最後のご質問ということでもよろしく願いいたします。

横田 きょうはどうもありがとうございました。国際農林水産業研究センターの横田と申します。

リーケージについて細かいことなんですが、ちょっと教えていただければと思います。リーケージがプロジェクトの実施により、各種活動や人を境界外に追い出すことがないこと、あるいは境界外での活動を引き起こさないことを証明された場合には、排出量の増加があったとしても計測は不要、というんですが、具体的なイメージがわからないんですけども、プロジェクト自身、各種活動や人を境界外に追い出さない、あるいは、境界外でプロジェクトにより引き起こされなかった活動というのは、どういうのが議論の中で想定されたのでしょうか。ちょっとイメージを教えていただければと思います。

赤木調査官 リーケージというのは、まさにプロジェクトバンダリーの中でプロジェクトを実施するわけですけど、プロジェクトを実施することによって、そのプロジェクトバンダリー以外のところに影響が及んだ場合に、排出だけをカウントするというふうな枠組になっております。いろいろな議論があったんですけども、我が国としては、先ほども申し上げたとおり、リーケージはカウントする必要はないというふうな主張で、ずうっと来たんですけども、ブラジルあたりは、いやいや、我が国は基本的に大土地所有者がその土地を所有している。例えばそこに何かプロジェクトを実施するということになった場合には、それは土地所有者が別のところに移転する。移転した場合にはそこでまた何かを始める。そういった場合には、当然移転して何か始まった場合には、それをリーケージとしてカウントすべではないか。当然、小規模であっても、1,000haもあるようなものであれば、そこは何らかのリーケージが発生して当然だというふうな議論もございましたし、例えば、本当に大草原のようなところで、だれも人も住んでいないし、何もやっていない、活動も何も無いというふうなところがプロジェクト

として想定されれば、リーケージというか、そこで活動が何もなし、人も住んでいないということであれば、全然問題はないと思うんです。ただ、そこで放牧をしていた人が放牧を追い出されて、別のところで放牧をしたということになると、そのリーケージというのは当然、放牧することによって発生してくるだろう。例えば焼き畑をしていた人が、その地域を追われて、別のところで焼き畑をすると、これもリーケージが発生するでしょうという。ですから、スモールスケールだからリーケージが発生しないということではなくて、リーケージというのはどこでも発生するのだ。結局は、ただ、それをスモールスケールだからといって、完全に無視できるのかといった議論です。

それで、我々は、いや、それはスモールスケールだから、要はリーケージはある意味で無視できるのだ。そもそもリーケージというのはミニマイズするようになっていくはずだから、そこはミニマイズしなければいけません。リーケージを最小限にするようにプロジェクトというのは組まなければいけないわけで、そもそもが、リーケージというのは最小限にするように仕組みられているわけだから、そこは、そういうプロジェクトでないと認められないはずだから、それはいいのではないかといいふうなことを主張していたんですが、最終的には何らかの形で計測はする必要があるだろう、というふうな議論になっています。

ここは非常に議論があったところなんですけれども、最終的には、特にヨーロッパあたりの国とか、余り特定の国をいうと、またあれなのですが、非常に環境に関心の高いEUに参加していない国が幾つかあるんですけれども、そういう国は非常に強く言っているところでして、途上国なんかは、ブラジルなんかは、かなり強く主張したということで、最終的にはこんな形にならざるを得なかったということでもあります。

横田 ありがとうございます。

最後に教えていただきたいんですけれども、排出量の増加があったとしても計測は不要というふうに想定された、はからなくてもいいというふうになったリーケージの具体例というのは、どういうのがありますでしょうか。もし、議論の中で出てきたのであれば、ちょっとご紹介いただければと思っております……。

赤木調査官 そうですね、その場では、個別の議論はちょっと余りなかったんじゃないかなというふうに思いますけれども。

司会 どうもありがとうございました。

赤木調査官には、スライドを用いたS B S T A 20の報告では、非常に要点を押さえたコンパクトなご報告をいただきましたし、それから、ただいま多岐にわたるご質問に、いろいろ的確

にご答弁いただきまして本当にありがとうございました。

それから、会場の皆様にあられましては、ここはどうも省エネ冷房ということで、若干冷房が効かなかったようなきらいがございましたが、暑いさなか、2時間に渡りまして本当にありがとうございました。

以上をもちまして、本日のS B S T A 20報告会を終わりますが、最後に赤木調査官に盛大な拍手をよろしく願いいたしまして、閉会をいたしたいと思います。よろしく願いいたします。(拍手)

どうもありがとうございました。